

鳥取県公報

目 次

◆規 則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(農地経済課)

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 利子補給率を次のとおり改定することとした。(第二条、附則第三項～第六項、別表関係)

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その翌日が休日に当たるときは、当たる翌日)

資金の区分						利子補給率(年パーセント)	
						農業協同組合等が農業を営む者に貸し付ける場合	
						農業協同組合が農業協同組合等に貸し付ける場合	
(イ) 農舎等の改良、造成又は取得に必要な資金	(ロ) 農機具の取得に要する資金	(ハ) 果樹等の植栽又は育成に要する資金	(四) 牛等の購入又は育成に要する資金	(五) 知事が定める規模以下の農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金	(六) 農村における環境の整備のために必要な施設等の改良又は取得に必要な資金	(七) その他知事が特に必要と認めて指定する資金	(八) 転作を行う者に貸し付ける(イ) から(四)までは(市町村)が年〇・七五(セント)の利子補給をする場合に限る。
三・五五	三・四二五	二・六五	二・九	二・六五	二・六	現行	改正後
三・四五	三・三二五	二・六	二・八五	二・六	一・八五	現行	改正後
		一・八五	二・九	一・九	一・九	現行	改正後
		一・九	二・八五	二・八五	○・九	現行	改正後
		○・九	一・九五	一・九五			
		変更なし	一・八五	一・八五	変更なし		改正後

二 融資機関が、一の区分された農業部門の経営を自ら行う農業後継者たる農村青年に対し、農業施設の改良等に必要な資金を貸し付ける場合において、借受者の住所地を管轄する市町村が年〇・七二五パーセント（現行年〇・七七五パーセント）の割合で利子補給するときの県の利子補給率を年三・三二五パーセント（現行年三・四二五パーセント）に引き下げるとした。（第二条関係）

三 融資機関が、畜産業経営に伴つて公害を発生させ、又は発生した。（第二条関係）

させるおそれがあるものに対し、当該公害防止に必要な資金を貸し付ける場合において、関係市町村が年〇・五八パーセント（現行年〇・六二パーセント）の割合で利子補給するときの県の利子補給率を年三・四七パーセント（現行年三・五八パーセント）に引き下げるとした。（第二条関係）

四 融資機関が、地域改善対策特定事業の対象地域内における自立経営志向農業者で農業後継者の確保等のために農家住宅の改良等を必要とするものに対し、当該改良等に必要な資金を貸し

(+) 貸し付けを計画的集団的に推進するため 行年〇・五〇（四七五パーセント）の利子補給を現金に する場合に限る。)	田 地域農業総合整備計画（水田農業の確 立を目的として作成された計画に限る。） に即して行われる事業に必要な資金で知 事の定めるもの	二・九	
田 地域農業総合整備計画（水田農業の確 立を目的として作成された計画に限る。） に即して行われる事業に必要な資金で知 事の定めるもの	三・五五	二・八五	二・四
田 地域農業総合整備計画（水田農業の確 立を目的として作成された計画に限る。） に即して行われる事業に必要な資金で知 事の定めるもの	三・四五	二・一	二・三七五
田 地域農業総合整備計画（水田農業の確 立を目的として作成された計画に限る。） に即して行われる事業に必要な資金で知 事の定めるもの	二・五一五	二・一五	一・四五
田 地域農業総合整備計画（水田農業の確 立を目的として作成された計画に限る。） に即して行われる事業に必要な資金で知 事の定めるもの	一・五七五	一・一五	一・三七五
田 地域農業総合整備計画（水田農業の確 立を目的として作成された計画に限る。） に即して行われる事業に必要な資金で知 事の定めるもの	一・五	変更なし	

付ける場合において、関係市町村が年一・三五パーセント（現行年一・四七五パーセント）の割合で利子補給するときの県の利子補給率を年三・九五パーセント（現行年四・一二五パーセント）に引き下げるとした。（第二条関係）

五 農業協同組合連合会が、農業者の肥育牛の飼養規模の拡大等

を図るためにその飼養管理を預託する農業協同組合等に対し、預託牛の購入に必要な資金を貸し付ける場合の県の利子補給率を年一・六パーセント（現行年一・七パーセント）に引き下げることとした。（第二条関係）

六 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の

の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成四年三月十三日から適用することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 農業近代化推進資金について、融資機関が農協等に貸し付ける場合の貸付利率及びこれに対する県の利子補給率を次のとおり引き下げるとした。（別表第一、別表第二関係）

資金の種類 地の造成に 要する金額	貸付利率（年パーセント）		利子補給率（年パーセント）
	現行	改正後	
「五・〇五	四・八	一・七	一・六

二 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の

の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の規定は、平成四年三月十三日から適用することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 中山間地域活性化資金に係る貸付利率及び県の利子補給率を次のとおり改定することとした。（別表関係）

- 二
1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の規定は、平成四年三月十三日から適用することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県規則第十一号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「年〇・七七五パーセント」を「年〇・七二五パーセント」に、「年三・四二五パーセント」を「年三・三二五パーセント」に改め、同条第三項中「年〇・六二パーセント」を「年〇・五八パーセント」に、「年三・五八パーセント」を「年三・四七パーセント」に改め、同条第四項中「年一・四七五パーセント」を「年一・三五パーセント」に、「年四・一二五パーセント」を「年三・九五パーセント」に改め、同条第五項中「年〇・七七五パーセント」を「年〇・七二五パーセント」に、「年三・四二五パーセント」を「年三・三二五パーセント」に改め、同条第六項中「年〇・六五パーセント」を「年〇・六パーセント」に、「年三・五五パーセント」を「年三・四五パーセント」に改め、同条第七項中「年〇・五五パーセント」を「年〇・四七五パーセント」に、「年一・四パーセント」を「年一・三七五パーセント」に改め、同条第八項中「年〇・五五パーセント」を「年〇・四七五パーセント」に、「年一・四五パーセント」を「年一・三七五パーセント」に改め、同条第九項中「年一・七パーセント」を「年一・六パーセント」に改める。

附則第三項中「年二・六五パーセント」を「年二・六パーセント」に、「年二・九パーセント」を「年一・八五パーセント」に、「年一・八五パーセント」を「年一・九パーセント」に、「年一・一パーセント」を「年一・九パーセント」に改める。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二・一五パーセント」に改める。

附則第四項中「年〇・六五パーセント」を「年〇・六パーセント」に、「年三・五五パーセント」を「年三・四五パーセント」に改める。

附則第五項中「年〇・四二五パーセント」を「年〇・三五パーセント」に、「年二・五二五パーセント」を「年二・五パーセント」に改める。

附則第六項中「年〇・四二五パーセント」を「年〇・三五パーセント」に、「年一・五七五パーセント」を「年一・五パーセント」に改める。

別表第一号から第四号まで及び第七号中「年二・六五パーセント」を「年二・六パーセント」に、「年一・八五パーセント」を「年一・九パーセント」に改め、同表第五号中「年二・九パーセント」を「年二・八五パーセント」に改め、同表第六号中「年一・八五パーセント」を「年一・八五パーセント」に、「年一・九五パーセント」を「年一・八五パーセント」に改め、同表第六号中「年一・八五パーセント」を「年一・九パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成四年三月十三日から適用する。

3 平成四年三月十三日前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十二号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則

第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「年五・〇五パーセント」を「年四・八パーセント」に改め

る。

別表第二中「年一・七パーセント」を「年一・六パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の規定は、平成四年三月十三日から適用する。

3 平成四年三月十三日前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月三十日

鳥取県規則第十三号

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十二月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表中	年六・二五パーセント以内	年一・四五パーセント	年〇・五
年六・七五パーセント以内	年〇・九五パーセント		
年六・八五パーセント以内	年〇・八五パーセント		
年五・六パーセント以内	年一・一パーセント	年一・一	
年六・五パーセント以内	年一・二パーセント	年〇・二	
年六・六パーセント以内	年一・一パーセント		
年四・八パーセント以内	年二・九パーセント	年〇・一	
年五・六パーセント以内	年二・一パーセント		
	年一・一		

に改める。

この規則は、公布の日から施行する。
この規則による改正後の鳥取県中山間地域活性化利子補給規則の規定
は、平成四年三月十三日から適用する。
平成四年三月十三日前にこの規則による改正前の鳥取県中山間地域活
性化資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づく利子補
給についての知事の承認の行われている中山間地域活性化資金について
は、なお従前の例による。

パーセント

年一・六五パーセント

附
則

この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県中山間

立成四年三月十三日から過月である

平成四年三月十三日前にこの規則による改正前の鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づく利子補

性資金を補給費第三条の規定に、(二)補給金額に付する中山間地域活性化資金についての承認の行われている中山間地域活性化資金について

は、なお従前の例による。